

## 会議録

令和2年第6回更別村議会臨時会

第1日（令和2年11月25日）

### ◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 議案第73号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 議案第74号 更別村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第75号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 意見書案第11号 新たな過疎対策法における地域指定の継続に関する意見書の件

### ◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

### ◎欠席議員（0名）

### ◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	総務課長	末田晃啓

### ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高橋祐二	書記	高瀬大輔
書記	加藤廣衛		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第6回更別村議会臨時会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和2年第6回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

依然として全道や全国で拡大傾向の続く新型コロナウイルス感染症であります。引き続き気を緩めることなく、感染防止に向け全力を上げていく所存であります。

さて、11月10日、令和3年度より施行予定の新過疎法に伴う過疎地域指定除外が見込まれている道内13市町村の首長による中央要請を実施いたしました。本村としても3月、9月に続く3回目の要請となっておりますが、今回は該当自治体の固い結束の下、最大限の危機感を持って要請活動に臨みました。当日は、北海道総合政策部、北海道町村会からも同行いただきました。要請内容につきましては、10月27日、札幌で開催をされました緊急関係市町村対策会議での議論や要請文の検討を踏まえ、1、現行の過疎地域指定の継続、2、過疎対策事業債でのハード、ソフト事業の経過措置期間の確保と起債発行額の上限の撤廃、3、交付税措置や特例措置の充実の3点にわたり具体的な要請活動を行いました。

9日午後からは、務台新過疎対策委員会事務局長をはじめ、委員の方々や道内選出議員への要請活動を行いました。全国で140の自治体が過疎団体から卒業する。新たに20が新規指定される見通しである。現行指定の継続は厳しい情勢ではあるが、コロナ禍での税収の落ち込みや財源の確保の観点から、できるだけ長期にわたる経過措置や激変緩和措置が必要である。特に各自治体が計画している事業完遂までの財政支援が不可欠であると認識しているとのお話を伺いました。

10日には武田総務大臣、谷過疎対策委員長への要請を行いました。大臣からは、過疎指定解除については自治体にとっては死活問題であると認識している。皆さんの自治体が地方創生で頑張っていることに敬意を表する。たとえ指定が解かれることになっても放置をせず、事業継続への十分な経過措置と総務省としても関係機関に精力的に働きかけを行っていく考えであるとの力強いお言葉をいただきました。

また、11月20日には東京で全国過疎地域自立促進連盟主催の新過疎法制定実現総決起大会が開催され、高木議長とともに参加をいたしました。

現在過疎地域指定継続激変緩和への経過措置をめぐり、最大の山場となっております。第6期総合計画に搭載された事業や施策を完遂するためにも英知を結集し、大同団結して行財政運営に取り組んでいかなければなりません。文字どおり私たちは今まさに村の存亡

がかかった大きな転換期に立たされています。その第1段階として今回制定される新過疎法は、今後の村づくりに大きな影響を与えることは必至であります。今後の中長期的な財政運営と財源の確保、当面差し迫った令和3年度の新年度予算案の策定作業、痛みを伴う行財政改革の実施、さらにはこれまでの事業の見直しや予算規模の縮小等、今から計画的に、かつ着実に改革を実行していかななくてはなりません。そのために私自身更別村最大の難局に直面していることへの自覚を持ち、20年、30年後の豊かで持続可能な更別村の実現のために職員一丸となった取組をスピード感を持って展開していかなければならないと考えております。重ねて議員各位の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

本臨時会におきましては、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

#### ◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において2番、上田さん、3番、小谷さんを指名いたします。

#### ◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

さきの本会議において議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第6回議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ11月25日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日間と

することが適当であると認められました。

以上、委員会での結果報告を申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われま  
すようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご  
異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配付しておきましたからご了承願います。

◎日程第5 議案第73号

○議 長 日程第5、議案第73号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第73号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改  
正する条例制定の件であります。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一  
部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村議会議員の期末手当について国家公務員に準じた支給  
割合に改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100  
分の340から100分の335に改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等  
に関する条例の一部を改正する条例であります。この一部を次のように改正するもので  
あります。

新旧対照表にてご説明を申し上げます。現行の見出し、期末手当、第5条第2項の第2  
号、12月1日に在職する者、100分の下線部、340とあるのを改正後は100分の335、下線部

に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年12月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第73号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第74号

○議 長 日程第6、議案第74号 更別村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第74号 更別村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和38年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村特別職の職員で常勤のものとの期末手当について国家公務員に準じた支給割合に改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、第1条として令和2年12月期の期末手当の支給割合を100分の225から100分の220に改めるものであります。

第2条といたしまして、令和3年以降の6月期の期末手当の支給割合を100分の225から100分の222.5に、12月期の期末手当の支給割合を100分の220から222.5に改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、第1条の改正条例であります。新旧対照

表で説明を申し上げます。現行の見出し、第4条第2項第2号、12月1日に在職する者、100分の下線部、225を改正後は100分の下線部、220に改めるものであります。

続いて、次のページをお開きください。次のページは第2条の改正文であります。現行の見出し、期末手当、第4条第2項で第1号、6月1日に在職する者、100分の下線部、225、第2号、12月1日に在職する者、100分の下線部、220をそれぞれ改正後は6月1日に在職する者を100分の222.5、下線部、2号、12月1日に在職する者、100分の222.5にそれぞれ改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年12月1日から施行いたします。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第74号 更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第75号

○議 長 日程第7、議案第75号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第75号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の給与に関する条例(昭和37年更別村条例第12号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村職員の給与につきまして国家公務員に準じた支給割合に改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、第1条として令和2年12月期の期末手当の支給割合を100分の130から100分の125に改めるものであります。

第2条といたしまして、令和3年以降の6月期の期末手当の支給割合を100分の130から100分の127.5に、12月期の期末手当の支給割合を100分の125から100分の127.5に改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、改正条文、第1条であります。現行の見出し、期末手当、第14条第2項で12月に支給する割合につきまして100分の130.0、下線部を改正後には100分の125、下線部に改め、さらに第4項の現行、再任用職員の現行中の規定中、100分の130.0と下線部のあるのを改正後は100分の125、下線部に改めるものであります。

続いて、次のページをおめくりください。次のページは、第2条の改正条文であります。現行の見出し、期末手当、第14条第2項中、6月に支給分100分の130、下線部、12月に支給する100分の125、下線部とあるのは、改正後はそれぞれ6月、12月、100分の127.5に改めるものであります。

また、現行第4項、再任用職員の規定中、100分の125の下線部を改正後は100分の127.5、下線部に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年12月1日から施行するものであります。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第75号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第11号

○議 長 日程第8、意見書案第11号 新たな過疎対策法における地域指定の継続に関

する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、織田さん。

○7番織田議員 新たな過疎対策法における地域指定の継続に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

更別村の過疎対策においては、国の4次にわたる総合的な過疎対策事業による、過疎対策事業債や国庫補助率のかさ上げなど財政支援策を有効に活用し、生活の基盤である交通、情報通信の整備など、各分野において、地域が抱える様々な課題の解消に向けた取組を進め、近年では魅力あるまち、住み良いまちとして、人口減少が穏やかに推移するなど過疎対策の成果が出始めている。

しかしながら、人口減少・少子高齢化に歯止めがかからず、市街地の活性化など依然として深刻な状況にあり、現在、総合計画に掲げる「住みたい 住み続けたいまち ともに つくろう みんなの夢大地」をまちづくりのテーマに、国営土地改良事業等の生産基盤や教育施設、観光・交流施設の整備、また、福祉サービスや移住定住などのソフト施策など、国の過疎対策を力に鋭意推進しているところである。

国においては、令和3年3月末をもって失効する「過疎地域自立促進特別措置法」に代わる新たな過疎対策法の制定に向けて検討が行われているが、その考えにおいて人口減少率等が一定の基準を満たさない市町村は、たとえ小規模で（財政力が弱くと）も過疎法の適用から卒業するとされている。

折しも全国で新型コロナウイルス感染症が拡大し、その影響により地域の経済が疲弊するとともに、今後の地方税の減収も予想されている。この難局を乗り越えるべく村民が一丸となって地域の活性化に向け力を尽くしているところであり、国においては、新たな過疎対策法の制定にあたり、更別村を含め、小規模で財政力の弱い自治体を継続指定されるよう強く要望するとともに、よしんば過疎指定が叶わない場合にあっては、コロナ禍を踏まえ、現行過疎法制定時の内容よりも拡充した経過措置を講じられるよう併せ、切に要望するため、別紙意見書を遠藤議員、上田議員、小谷議員、松橋議員、太田議員、安村議員の賛成を得て提出します。

ここにご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第11号 新たな過疎対策法における地域指定の継続に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて令和2年第6回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午前10時26分閉会)